

「思いやり」「おもてなし」 心の通ったぬくもりのあるまちづくり



新ひだか町長
酒井 芳 秀

平成24年度 町政執行方針

- I はじめに
- II 町政にのぞむ基本姿勢
- III 主要施策の展開
 - 1 産業振興と経済活性化の推進
 - 2 教育・文化・スポーツ施策の推進
 - 3 保健・医療・福祉施策の推進
 - 4 生活環境施策の推進
 - 5 行財政運営の推進
- IV むすび

平成24年第2回新ひだか町議会定例会において、酒井町長が町政執行方針を述べましたので、お知らせします。

I はじめに

一昨年4月の町長選挙において、2期目の新ひだか町政を担わせていただいたからまもなく2年が経過し、私に与えられた任期4年の折り返しの年を迎えようとしております。

これまでの2年間は、1期目に引き続き「公平・思いやり・郷土愛」と「融和と一体」を基本理念に「チャレンジ・攻め」の姿勢や物事を一から造り上げていく「創」の精神を持って、各種懸案事項や諸課題の解決に全身全霊で取り組んでまいりました。

合併から6年、徐々にではありますが、着実に町としての一体感や結束力が感じられるようになり、今後さまざまな課題を乗り越えていく中で、それらは強い絆となって、将来の新ひだか町を支える原動力になっていくものと確信しております。

一方、依然として出口の見えない景気低迷の中、人口の流出や雇用の減少、各種産業の担い手不足、少子高齢化への対応など、地方を取り巻く情勢が厳しさを増している現実を目の当たりにした2年間でもありました。

しかし、私に課せられた使命は、厳しい冬が通り過ぎるのを耐え忍ぶことではなく、「今、何が必要なか」、「何をすべきなのか」を考え、この町を明るく将来へと導くための明確な方針と手法を示していくことと。また、それに必要な環境やしくみを整えながら、具体的な行動を起こすことであり、そのかじ取りを全うすることが町民の皆さん、そして次代を担う子どもたちに対する私の責任であります。

時代の荒波に飲み込まれることなく、町民の皆さんや議会の皆さんとともに知恵を出し合い、力を合わせて、まちづくりを着実に前進させていくことです。

町民の皆様、町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

II 町政にのぞむ基本姿勢

今、東日本大震災の被災地では、決して消えることのない心の傷を抱えながらも、懸命に復興に向けて歩みはじめました。

家や職場を失い、この先自分の人生がどうなっていくのか、先行きも見えない状況の中で、傷ついた人々の心を救い、力となったのは、多くの人々の「思いやり」であります。

「思いやり」とは、相手の気持ちになって考えることです。

「思いやり」は、災害時だけでなく、町政運営全般に通じることであり、町職員一人ひとりが町民の目線で物事を考え、町民が何に困り、何を求めているのかを把握し、真に必要な対策

を講じていかなければなりません。

「思いやり」を町外等から本町を訪れる方々に向けてのことで、それは「おもてなし」となります。

「おもてなし」は、町政運営のみならず、地域経済を支える上でも大変重要なことであり、「おもてなし」の心を持った対応の積み重ねが、町のイメージアップにつながり、交流人口や定住人口の増加、さらには地域経済の活性化や雇用の創出など、さまざまな相乗効果を生んでいくものと確信しております。

平成24年度の町政執行にあたりましては、これまでかかっていた方針等を念頭に置きながら、前例にとられない柔軟な発想力と社会情勢を的確にとらえた判断力により、効果的に施策を展開していくとともに、「思いやり」や「おもてなし」の心を持ち、心の通った、ぬくもりのあるまちづくりを心がけてまいります。

III 主要施策の展開

これまで取り組んできました各種施策の成果をふまえ、新ひだか町をさらに飛躍させるべく、次の5つを柱とした各分野での主要施策の展開方向について申し上げます。

1 産業振興と経済活性化の推進

本町経済の活性化を図るためには、基幹産業である農林水産業の振興をじくとしながら、その効果を商工業、建設業、サービス業などの他産業へと波及させ、経済全般の底上げを図ることが必要です。

TPP「環太平洋経済連携協定」交渉への参加をめぐる協議が行われておりますが、世界との価格競争等の面で、日本の農林水産業に及ぼす重大な影響が懸念されるなど、予断を許さない情勢にあります。



【農業】 農業においては、消費者等のニーズにこたえ、激しい産地間競争や世界との価格競争等を勝ち抜くことのできる強い生産基盤を確立するため、高品質米の生産推進やミニトマト、花き等の施設園芸、さらには黒毛和牛等の生産に係る施設整備等に対する支援を強化します。

また、高齢化や担い手不足など、地域農業が直面している深刻な課題に対応するため、新規就農者対策を強力に推進するとともに、農業後継者パートナーの確保に向けた取組みへの支援など、本町の農業生産活動が持続的に行われる基盤づくりを進め、わが国最大の食糧供給地域である北海道において、本町がその一翼を担っていただけるよう、努めます。



【ホッカイドウ競馬】 ホッカイドウ競馬については、昨年3月に北海道が策定した「北海道競馬推進プラン」に基づき、収支構造の安定等に向けた取組みが展開されてまいりました。

プラン初年度である平成23年度においては、町民の皆さんや関係機関のご協力により、計画目標を達成することができましたが、軽種馬産業は、本町産業をけん引する産業であり、安定的な運営に資することができよう、引き続き支援を行ってまいります。

【林業・林産業】

林業・林産業については、町民との協働による「森は海の恋人運動」の推進と健全な森林資源の確保のため、施業の集約化と路網の整備を推進するとともに、利用間伐モデル事業の実施によりカラマツやトドマツなどの地域材を、公共事業や住宅用として利用する「地材地消」の促進に努めます。



ともに、有害鳥獣の残滓処理の効率化を図るための施設整備に向けた取り組みを進めます。

【水産業】

水産業については、タコ産卵礁の設置による漁場造成のほか、ハタハタなどの主要魚種の種苗生産・放流の実施により栽培漁業を推進し、沿岸漁業資源の増大対策に努めます。



引き続き国・北海道に対する要請活動を展開します。

【雇用対策】

雇用対策については、特別就労対策事業を継続し雇用と就労機会の確保を図るとともに、季節労働者に対する通年雇用化を推進します。

【商工業】

長引く不況に追い打ちをかけるように、震災による影響は、本町の商工業へも大きな打撃を与えました。また、協同組合静内シヨツピングセンターの経営破たんは、町の商業基盤を揺るがす重大なかつ深刻な課題です。

このような状況にあつて、商業者の経営基盤強化のための支援を行うとともに、関係機関と連携し、中心市街地の再生に向けた取り組みを進めます。

地元業者への発注により行う住宅新築やリフォーム工事等を行う町民の方に対し、その建設費用等に対す



る助成制度を創設し、町内における住宅建築の促進による生活環境の改善と地域経済の活性化に努めます。

【観光】

観光については、既存イベントの充実を図ることはもとより、二十間道路桜並木へのアプローチである大門周辺の沿道への桜の補植やイベントスタッフ等への接客指導など、観光客を迎え入れる環境を充実させることにより、「来て良かった」「また来たい」と思ってもらえるよう、観光ホスピタリティの向上に努めます。

また、観光協会と連携し、外国人観光客誘致に向けた取り組みを推進します。

【滞在・移住の促進】

滞在・移住の促進については、事業を推進するための体験住宅の整備が進み、多くの方の利用をいただいております。本町の魅力である「涼夏少雪の郷」を核に道内外に向けた、強力なPR活動を展開し、交流人口の増大に努めます。



2 教育・文化・スポーツ施策の推進

教育や文化・スポーツは、人々に生きる力と感動を与えるとともに、個性を大切にしながら他人を思いやる

【農林業被害対策】

エゾシカやアライグマによる農林業被害については、関係機関と連携しながら、駆除対策を強化すると

をもって暮らしていける社会の実現に努めます。

【図書館・郷土館建設】

静内図書館の建設については、障がい者や高齢者の方々にも安心して利用していただけるよう配慮するとともに、災害発生時における避難所としての役割を持たせ、郷土館との複合による町民に親しまれる施設として整備を進めます。



【アイヌ文化】

アイヌ文化は、我が国の貴重な伝統文化です。引き続きアイヌの伝統的

生活空間「イオル」の早期具現化に向けた継続的な取り組みや文化伝承活動に対する支援を行うとともに、国の指定史跡であるチャシ跡の適切な保存・管理に努めます。



新たなスポーツイベントとして平成23年度に実施した二十間道路ハーフマラソン大会については、実施に必要な環境整備や競技内容を充実させ、多くの方に親しまれるイベントとして定着するよう努めます。

3 保健・医療・福祉施策の推進

町民誰もが健康で、心豊かに暮らしていくためには、保健・医療・福祉に関するさまざまな課題に対し、必要なサポートを行っていきける環境の整備や人材の確保などが重要であります。

【医療】

地域医療の深刻な問題である医療技術者不足を解消し、将来にわたって安定した医療提供体制を確立するため、町内の医療機関等に従事しようとする医学生や医療職養成所学生に対する修学資金貸付制度を創設し、町内の医療機関における人材の確保に努めます。

【高齢者福祉】

虐待等により保護が必要な高齢者を一時的に保護する、高齢者緊急保護事業を実施するとともに、恒常的な介護従事者不足を解消するため、介護に必要な資格等の取得費用に対する補助制度を創設し、その資格取

得を促進することにより、介護施設のみならず、家庭や地域の中でも、高齢者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

【保健・子育て支援】

次代を担う子どもたちを、安心して生み育てられる環境づくりは重要な課題であることから、引き続き任意予防接種への助成や妊産婦への交通費助成など、必要な支援策を講じます。



【高齢者・障がい者福祉】

判断能力が不十分な高齢者や障がいを持つ方の財産を守り、安全・安心な生活環境を確保するため、成年後見制度に係る利用者負担

【社会教育】

社会教育団体への支援や各種行事等の情報提供に努め、サークル活動の活性化を図るとともに、芸術鑑賞バスツアーなど、芸術や文化に触れる機会を拡充し、町民が心豊かに、生きがい

の軽減制度を創設し、その利用促進に努めます。

【町立病院】

町民の健康と安心を支える拠点である町立静内病院と三石国保病院においては、両病院による相互診療の開始により診療科目の充実を図るとともに、カルテ情報の一部電子化による診療情報の共有化や院内設備の整備など、地域医療体制の拡充に努めるほか、事務手続の簡素化などによる経営の効率化に努めます。



【福祉施設】

静内温泉については、必要な耐震能力を備えた新たな

水管の「バイパス化」を推進し、常に安全で安心な給水体制を確保します。

【難視聴対策】

昨年7月にテレビの視聴は地上デジタル放送へと完全移行しましたが、地形等の影響からいまだ正常に電波を受信することができない難視聴世帯が存在することから、引き続き関係機関と連携を図りながら、その解消に努めます。

【生活路線維持事業】

昨年4月から試行運行をしております、三石地区コミュニティバスについては、運行経路や運行時間などの見直しを行いながら、更に利便性の高いものとするため、本年度も試行運行を継続いたします。



な施設として改築し、町民のいこの場として再開できるよう努めるとともに、老朽化がいちじるしい福祉センターについても「仮称」総合町民センター」として改築することとし、具体的な検討を加速させます。

生活環境

4 施策の推進

町民が快適に生活できるまちづくりを進めるためには、安全・安心な生活環境の確保とその基盤整備が重要であります。

【交通安全・防犯】

交通安全や防犯対策については、「交通安全宣言」や「防犯都市宣言」の主旨をふまえて、引き続き町民の意識高揚を図るとともに、交通事故や犯罪の未然防止に努めます。

【防災】

防災対策については、東日本大震災後における国や



北海道の災害対策方針に基づき、早急に地域防災計画の見直しを行うとともに、避難計画の策定や防災ハザードマップの更新など、日頃から防災に対する町民の意識向上を図りながら、避難に必要な道路の整備や標識の設置などの環境整備も進め、あらゆる災害から町民の生命を守ることができ、災害に強いまちづくりを目指します。

このため、街路(3. 4. 1本町通)の整備については、海岸町地区の避難路としての有効性にかんがみ、その整備を促進します。

5 行財政運営の推進

時代は今、地方分権改革の推進による「義務付け・枠付けの見直し」や「条例制定権の拡大」など、法制的な観点から地方自治体の自主性や自由度を強化・拡大する流れが加速しています。

これからの行財政運営は、既存の施策にとらわれない柔軟な発想を持ち、社会情勢の変化にも的確に対応しながら、自らの権限と責任において、取り組むべき施策をしっかりと見極め、必要な財源の確保や条例等の整備などに対応していける体制を整えていかななくてはなりません。

このため、計画的な職員研修の実施により、これからの時代に対応していける知識や能力を持った人材の育成に努めるとともに、引き続き職員提案制度を実施することにより、まちづく

災害時等における町民への情報伝達手段である防災行政無線については、デジタル化に向けた新たな無線システムの整備について具体的な検討を始めるとともに、コミュニティFMやインターネットの活用など、あらゆる可能性を模索してまいります。

さらに、静内市街地における防災体制の強化とスポーツやレクリエーション活動の場の充実などを図るため、閉鎖中の文化センター及び静内図書館の敷地を活用した山手公園の整備を行うことにより、地域住民の避難等に必要なおペーを確保するとともに、避難生活の拠点としての役割を果たしていけるよう、必要な防災機能を配備するなど、防災に資する都市公園として整備を進めます。

また、主要な公共施設に無料でインターネットに接続できる無線LAN環境を整備し、各種情報へのアクセス機能を高めます。

財政基盤づくりに努めます。

また、町民の方々の参画をいただき検討を重ねてまいりました「まちづくり自治基本条例」は、本定例会において、ご審議をいただくこととしておりますが、行政運営の基本的なルールを定め、時代に対応したまちづくりを町民、議会、行政の協働により進めるための大きな第一歩であると確信しております。

IV むすび

以上、平成24年度の町政執行にのぞむ私の所信の一端を申し上げます。

ただいま申し上げた方針に基づき、着実にまちづくりを前進させていくという決意とともに、残された任期の中で、将来に向けた確かな道筋をつけていかなければならないという責任に身の引き締まる思いであります。町民の皆様や議会議員皆様のご協力をいた

【環境】
環境への取り組みについては、引き続き太陽光発電システム設置住宅への支援を進めるとともに、エコ車を導入するなどクリーンエネルギーの普及促進など、環境問題への意識の高揚に努めます。

【住宅対策】

住宅対策については、引き続き柏台団地の公営住宅の建て替えを行い、より良い住環境の整備に努めます。

【水道事業】

水道については、概ね10年間を計画期間とする「新ひだか町下水道中期ビジョン」を策定し、全町的な整備を視野に入れた検討を進めるとともに、計画区域における計画的な整備を推進します。

【水道事業】

町民のライフラインである水道については、老朽化が進んでいる施設の計画的な更新や耐震診断等を行うとともに、事故に備えた配

きながら、町政運営のかじ取りを果たしてまいる所存であります。

かつて、たくましい開拓精神をもってこの地に至り、厳しい自然と闘いながら、この町の礎を築いてこられた先人の情熱をしっかりと受け継ぎ、次代を担う子どもたちへとつなげていくためにも、今を生きる私たちが、今なすべき施策に誇りと勇気を持って取り組んでいくことよって、町の未来を切り開くことができるかと私は確信しております。

町民・議会・行政がまちづくりのパートナーとして目の前の試練を乗り越え、誰もが誇りを持てる「風かおる 優駿桜園 新ひだか」を築いていこうではありませんか。

町民の皆様、町議会議員皆様の一層のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。